

文芸センター

名称	利用料金	
	単位	金額
大ホール	1日	平日 238,630円
		土曜日及び休日 285,690円
中ホール	1日	平日 91,660円
		土曜日及び休日 109,990円
小ホール	1日	平日 47,050円
		土曜日及び休日 57,130円
多目的展示室A	1日	47,050円
	1単位	282,330円
多目的展示室B	1日	36,970円
	1単位	221,830円
会議室A	1時間	420円
会議室B	1時間	330円
会議室C	1時間	330円
和室	1時間	520円
音楽室	1時間	590円
練習室A	1時間	920円
練習室B	1時間	420円
練習室C	1時間	350円
練習室D	1時間	250円
練習室E	1時間	470円

備考

- 市外居住者が使用するときは、当該利用料金の10割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を加算する。
- 練習又は準備のために大ホール、中ホール、小ホール及びホール(以下「大ホール等」という。)の舞台又はホワイエのみを使用するときは、当該利用料金の5割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を徴収する。
- 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき又は展示即売会等を開催するときは、当該利用料金の20割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を加算する。ただし、市長が公益上その他特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 使用承認時間を超過し、又は繰り上げて大ホール等、多目的展示室A又は多目的展示室Bを使用するときは、当該超過し、又は繰り上げる1時間につき当該利用料金の2割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を徴収する。この場合において、30分未満の端数は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。
- 市民ホールの使用時間以外の時間に材料の搬入仕込等を行うときは、次の(1)及び(2)に掲げる施設の区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を徴収する。この場合において、30分未満の端数は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。
 - 大ホール等 1時間につき10,000円。ただし、1時間を超える場合は、1時間を超える時間について1時間までごとに5,000円
 - 大ホール等以外の施設 1時間につき2,000円。ただし、1時間を超える場合は、1時間を超える時間について1時間までごとに1,000円
- 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。
- この表において「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。
- この表において「1単位」とは、第6条第2項に規定する1単位をいう。

ローズ文化ホール

名称	利用料金	
	単位	金額
ホール	1日	平日 68,740円
		土曜日及び休日 82,500円
会議室	1時間	470円

【附属設備利用料表】

種別	区分	器具名・条件等	数量	利用料金(円)	備考	
舞台設備	反響板		1式	12,220		
	スクリーン	舞台用	1式	3,360		
		その他	大ホール等並びに多目的展示室A及びBで使用する場合	1台	1,520	
			大ホール等並びに多目的展示室A及びB以外の施設で使用する場合	1台1時間につき	140	
	ピアノ	フルコンサートグランドA	1台	30,550	椅子1脚を含む。調律料は別	
		フルコンサートグランドB	1台	15,270	椅子1脚を含む。調律料は別	
		グランドA	1台	9,160	椅子1脚を含む。調律料は別	
		グランドB	1台1時間につき	420	椅子1脚を含む。調律料は別	
		アップライト	1台1時間につき	280	椅子1脚を含む。調律料は別	
	チェンバロ		大ホール等並びに多目的展示室A及びBで使用する場合	1台	21,380	椅子1脚を含む。調律料は別
	譜面台	指揮者用		1式	610	指揮台を含む。
		演奏者用	大ホール等並びに多目的展示室A及びBで使用する場合	1台	150	
			大ホール等並びに多目的展示室A及びB以外の施設で使用する場合	1台1時間につき	20	
	所作台			1枚	1,520	
	高足			1脚	450	
	平台			1枚	610	
	重量デッキ			1枚	610	
	大太鼓			1式	3,050	
	ついたて			1台	300	
	松羽目			1式	6,110	
	屏風			1双	6,110	
	緋毛せん			1式	910	
	落語用見台			1台	3,050	
	落語用めくり台			1台	1,010	
	長座布団			1枚	200	
	高座用座ぶとん			1枚	300	
	座ぶとん			1枚	90	
	上敷			1枚	610	
	地がすり			1枚	1,520	
	紗幕			1枚	6,110	
	バレエマット			1式	15,270	
	コントラバス用イス			1脚	300	
	演台			1台	1,520	
	照明設備	ボーターライト		1列	3,660	
		天井反響板ライト		1式	10,690	
		フロントサイドスポットライト		1台	910	
		スポットライト	1.5KW	1台	1,520	
			1KW	1台	910	
			0.5KW	1台	610	
			パーライト	1台	1,830	
		エリブソイダル	1台	1,830		
ピンスポットライト			1台	9,160		
シーリングスポットライト			1台	910		
アッパーホリゾンライト			1列	6,110		
ロアホリゾンライト			1列	6,110		
フットライト			1列	1,980		
ミラーボール			1台	1,520		
効果用マシン			1台	3,050		
照明用スタンド			1台	300		
ランプピン			1台	1,980		
ストリップライト			1台	760		
マルチストロボ			1台	3,050		
フライダクト			1列	1,520		
音響設備		マイクrofオン	コンデンサーマイク	1本	2,440	
			ダイナミックマイク	1本	760	
		ワイヤレスマイク		1本	6,110	

	エレベーターマイク装置		1本	1,220	
	マイクスタンド		1本	300	
	吊マイク装置		1式	6,110	マイクは別
	ダイレクトボックス		1個	610	
	ステージモニタースピーカー		1台	1,520	
	カセットデッキ		1台	3,050	テープは別
	DVD・ブルーレイプレーヤー		1台	3,050	DVD・ブルーレイディスクは別
	CDプレーヤー		1台	3,050	CDは別
	CDレコーダー		1台	3,050	CDは別
	デジタルオーディオレコーダー		1台	3,050	記録・再生メディアは別
	DATレコーダー		1台	3,050	テープは別
	MDデッキ		1台	3,050	MDは別
	移動用デジタルミキサー		1台	9,160	
	簡易PAシステム		1式	810	
	舞台基本音響設備		1式	9,160	ダイナミックマイク1本及びマイクスタンド1台付
映写設備	液晶プロジェクターA		1式	10,180	スクリーン付
	液晶プロジェクターB	大ホール等で使用する場合	1式	6,110	スクリーン付
		大ホール等以外の施設で使用する場合	1式1時間につき	470	
	液晶プロジェクターC		1式	4,580	スクリーン付
	液晶プロジェクターD		1台	7,120	
	液晶プロジェクターE	大ホール等並びに多目的展示室A及びBで使用する場合	1台	810	
		大ホール等並びに多目的展示室A及びB以外の施設で使用する場合	1式1時間につき	60	
	プロジェクタースクリーン		1台	300	
	書画カメラ		1台	710	
その他の設備	楽屋		1室	1,520	
	スタジオ設備		1式1時間につき	760	ダイナミックマイク5本及びマイクスタンド5台付
	机		1脚	300	舞台用
	丸テーブル		1脚	1,520	
	椅子		1脚	90	舞台用
	展示用パネルA		1枚	300	
	展示用パネルB		1枚	200	3連
	展示用パネルC		1枚	100	

(1) この利用料金は、別に定めがあるものを除くほか、それぞれ1日当たりの額とする。

(2) 使用者が照明器具及び音響器具を持ち込んで使用する場合には、指定管理者が市長の承認を得て定める額を徴収する。

伝統芸能館

名称	午前	午後	夜間	全日
	9時から 12時まで	1時から 5時まで	6時から 9時まで	
多目的ホール	4,800円	6,400円	4,800円	16,200円

備考

- 2以上の区分にわたって継続して使用するときの使用料は、それぞれの区分の料金の合計額とする。
- 市外居住者が使用するとき、当該使用料金の10割を加算する。
- 市外居住者とは、個人にあってはその住所が市外にある者をいい、主たる活動拠点を有する団体にあっては当該活動拠点が市外にある場合をいい、主たる活動拠点を有しない団体にあっては当該団体の代表者の住所又は事務所の所在地が市外にある場合をいう。

【附属設備利用料金】

器具名等	数量	料金 (1回につき)	備考
ボーダーライト	1列	1000円	
フロントサイドスポットライト	1基	200円	
サスペンションライト	1基	200円	
スポットライト	1基	200円	
ピンスポットライト	1基	1000円	
シーリングスポットライト	1基	200円	
アッパーホリゾンライト	1列	1000円	
フットライト	1列	1000円	
効果用マシン	1台	1000円	
マイク	1本	200円	
スピーカー	1式	300円	
カセットデッキ	1台	500円	スピーカー付
CDラジオカセットレコーダー	1台	500円	スピーカー付
DVD・ブルーレイプレーヤー	1台	500円	
CDプレーヤー	1式	500円	スピーカー付
液晶プロジェクター	1式	2000円	スピーカー及びスクリーン付

備考 料金の欄の「1回」とは、午前(午前9時から午後12時までの区分をいう。)、午後(午後1時から午後5時までの区分をいう。)
又は夜間(午後6時から午後9時までの区分をいう。)のそれぞれの区分をいう。

市民ギャラリー

名称	利用料金(1単位につき)
第1展示室	80,000円
第2展示室	40,000円

備考

- 1 この表において「1単位」とは、市民ギャラリー条例第6条に規定する1単位をいう。
- 2 市外居住者が使用するとき、当該利用料金の2割を加算する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき又は展示即売会等を開催するとき、当該利用料金の20割を加算する。
ただし、市長が公益上その他特別の事由があると認めるときは、この限りでない。